

預貯金口座を利用したサービスのご案内

このご案内には、保険料の口座払込みに関する記載をしていますので、お読みいただきますようお願いいたします。

※ かんぽ生命所定の口座振替依頼書によりお申し込みいただいた場合にお渡しします「保険料口座払込みのご案内」にも、一部同様の内容を記載しています。

1 保険料の口座払込み

保険料の払込方法を口座払込みにしていただいた場合、指定の預貯金口座に保険料相当額を預け入れておくことにより、定期的に振替日(払込日)に払い込みが行われます。

- ・預貯金通帳に払込内容が記載されます。
- ・万一、残高不足等で口座払込みができなかった場合には、かんぽ生命から別にお知らせします。

【口座払込みの申込方法】

口座振替依頼書によるお申し込み	かんぽ生命所定の口座振替依頼書に必要事項を記入の上、郵便局またはかんぽ生命の支店の社員に提出してください(金融機関へ直接提出いただいても利用できません。)
-----------------	---

◆ 保険料の口座払込みのお取り扱いについて ◆

- 保険料の振替日(払込日)は、お払込月の**27日**(金融機関の休業日のは翌営業日)です。
また、振り替えました保険料は、振替日(払込日)に払い込みがあったものとします。
- 保険料は、**振替日(払込日)**の前日までにご指定の口座にご準備(入金)ください。
- 同一指定口座から2件以上のご契約の保険料を振り替える場合、**振り替えの順番はご指定いただくことができません。**
- 預貯金通帳には、かんぽ〇月、簡易保険〇月、NSカンポセイメイ、NSカンイホケンなどと印字されます。
- 口座振替により振り替えました保険料について領収証は発行いたしません。また、保険料領収の通知は送付いたしませんので、ご了承ください。
- あらかじめお申し込みいただくことで、定期的に12カ月分以内の保険料を前納することができます。
なお、払込月数は変更することができます。
- 保険料払込期間の全期間または残期間全てをまとめて払い込んでいただく場合に限り、13カ月分以上の保険料を前納することができます。この場合、一定の条件を満たす口座をご指定いただく必要があります。

◆ ご指定の口座について ◆

- 口座払込みを利用する口座は保険契約者様ご本人の口座に限ります。
- 裏面の確認事項のご確認をお願いします。
- ご指定いただいた口座は、保険契約者様にお返しすべき金額が生じた際の振込先口座として使用することができます。
- 一部ご利用できない金融機関があります。

◆ 保険料が振り替えられなかった場合 ◆

- 振替日(払込日)に、指定の預貯金口座に保険料相当額(2件以上の保険契約について口座払込みとする場合は、全ての保険契約の保険料相当額)の残高がない場合は、翌月の振替日(払込日)に振り替えます。この場合、次のとおり取り扱います。

各月払込みの場合	当月分の保険料とともに延滞となった月分の保険料を合わせて振り替えます。 なお、指定の預貯金口座の残高が当月分の保険料と延滞となった月分の保険料の合計額に満たない場合でも、延滞となった月分の保険料に相当する残高があるときは、これを振り替えます。
前納払込みの場合	延滞となった場合でも当初ご指定の払込月分を振り替えます。この場合、延滞となった月を除く払込月数が3カ月分以上となるときは、延滞となった月の保険料以外は、その払込月数に応じて割り引き、その合計額を振り替えます。 なお、延滞となった月を除く払込月数が3カ月分未満となるときは、前納割引は適用しません。 ※割引額は、金利の変動などに応じて見直します。

なお、第2回以降保険料(または転換後契約の第1回保険料)が振り替えられないまま払込猶予期間を経過したときは、**ご契約は効力を失い、保障がなくなります。**

※ 第1回保険料が振り替えられないまま払込猶予期間を経過したときは、**ご契約は解除となります。**

◆ その他のご注意 ◆

- かんぽ生命の事務手続の完了後にお取り扱いを開始いたしますので、新規のご契約のお申し込みと同時の場合、**契約締結の状況などにより払込開始月が遅れることがあります。**
- 第2回以降保険料のご利用のお申し込みの場合は、**口座払込みの開始の前月分までの保険料は、これまでの払込方法(経路)にてお払い込みいただく必要があります。**
- 払込開始月は、利用申込月から起算して13カ月分以内である必要があります。
- 「住所変更」、「指定の預貯金口座の変更(口座解約を含みます。)」、「保険契約者様の変更」などの場合は、保険契約に関する各種手続きが必要ですので、保険証券(保険証書)および預貯金通帳などをお持ちの上、郵便局またはかんぽ生命の支店までお申し出ください。

2 簡易生命保険にご加入のお客さまへのお知らせ

かんぽ生命は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの委託を受け、簡易生命保険の管理業務を行っています。

簡易生命保険にご加入のお客さまにつきましても、このご案内に記載しています「保険料の口座払込み」が可能です。

なお、保険料の払込方法を「口座払込み」とした場合の払込金額、前納割引額、延滞の場合のお取り扱いなどにつきましては、かんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

また、「保険料の口座払込み」の手続きにつきましては、郵便局またはかんぽ生命の支店までお申し出ください。

3 預金口座振替規定

<ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行及び横浜銀行の場合>

【収納企業名】株式会社かんぽ生命保険

【対象となる料金等の種類】株式会社かんぽ生命保険の保険契約の保険料又は簡易生命保険契約の保険料

【預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)】

1. 貴行に株式会社かんぽ生命保険から請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を所定の振替日に指定の預金口座から引き落としの上、支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届け出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり株式会社かんぽ生命保険から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行からの自動払込みには、ゆうちょ銀行が別に定める自動払込み規定が適用されます。

<上記以外の金融機関の場合>

【収納企業名】三菱UFJニコス株式会社

【対象となる料金等の種類】株式会社かんぽ生命保険の保険契約の保険料又は簡易生命保険契約の保険料

【預金口座振替規定】

1. 預金の支払手続については、当座勘定約定又は普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出し又は普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日が変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されても差し支えありません。
2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議はありません。
3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
4. 顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われて差し支えありません。
5. この取引きについて仮に紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店及び三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

★確認事項(大切な内容ですので、必ずお読みください。)

<保険料の口座払込みに関する確認事項>

1. このお申し込みにつきましては、かんぽ生命の事務手続が完了してからお取り扱いを開始します。
2. 保険料相当額につきましては、振替日(払込日)の前日までに指定の預貯金口座に入金してください。
3. 保険料の口座払込みに関する権利義務は、口座払込みに関する特則条項または口座払込みに関する簡易生命保険約款によります。
4. 指定の預貯金口座の残高が振替日(払込日)において支払うべき保険料相当額に満たない場合は、指定の預貯金口座の口座名義人様に通知することなく保険料の払込みがなかったものとして処理されたとしても異議を申し立てることはできません。
5. 口座振替により払い込まれた保険料の過不足が発生した場合は、次回の保険料の払込みの際に調整いたします。
6. 保険料の口座払込みに当たっては、かんぽ生命または独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構と金融機関の間で利用申込書類に記載された個人情報が相互に提供されます。